

在宅医療推進事業に係る留意事項

第 1 目的

いわゆる「団塊の世代」が全て 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年を見据え、在宅医療従事者の確保・養成、在宅医療連携体制の構築、在宅医療に関する普及・啓発など、在宅医療の推進に係る医療機関等の自主的な取組を支援し、もって本県の在宅医療提供体制の構築を推進することを目的とする。

第 2 補助事業者

本事業の実施主体は、県内に所在する医療機関及び医療関係団体のうち、在宅医療を推進する取組を実施する病院、医科・歯科診療所、訪問看護事業所及び医療関係団体とする。

第 3 補助事業の内容

当該年度内に実施した事業が補助対象であり、以下に掲げる事業内容のものとする。

(1) 地域包括ケア・在宅医療に関する研修事業

地域包括ケアシステムや在宅医療に係る医療・介護従事者の連携・資質向上を図るための多職種研修会・意見交換会・勉強会、外部講師を招へいた講演会等を開催する。

(2) 在宅医療普及・啓発事業

在宅医療やかかりつけ医等の普及・啓発を図るためのシンポジウム、市民公開講座等を開催する。

(3) 在宅医療導入研修事業

在宅医療に参入する在宅医療従事者等が訪問診療（訪問看護）の現場に同行する在宅医療導入研修等を実施する。

(4) 在宅医療連携推進事業

ア 主治医・副主治医の体制構築等の訪問診療医のグループ化に向けた検討会等を開催する。

イ 在宅療養患者の急変時の受入に関する体制整備（運用ルールの策定等）に向けた検討会等を開催する。

第 4 補助金の算定

(1) 補助対象外経費

要綱別表 1 に掲げる経費について、次に掲げるものに該当する経費は、補助対象としない。

ア 研修会等の参加者・出席者に対する報償費

イ 単価 5 万円以上の備品・機器等の購入費

ウ 軽微な茶菓代等を除く食料費

エ その他、在宅医療の推進に係る取組に直接必要と認められない経費

(2) 補助金額の算定

事業区分ごとに、次のアとイを比較して少ない方の額に要綱別表 1 の補助率を乗じた合計額とする。

ア 要綱別表 1 の補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方の額

イ 総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

第 5 交付申請書の提出

要綱第 3 条に定める書類を提出すること。

また、交付申請書にあたって、同条第 2 項第 5 号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとする。

(1) 在宅医療推進事業所要額調書（別紙様式 1）

(2) 在宅医療推進事業計画書（別紙様式 2）

ア 在宅医療推進事業（地域包括ケア・在宅医療に関する研修事業）計画書（別紙様式 2－1）

イ 在宅医療推進事業（在宅医療普及・啓発事業）計画書（別紙様式 2－2）

ウ 在宅医療推進事業（在宅医療導入研修事業）計画書（別紙様式 2－3）

エ 在宅医療推進事業（在宅医療連携推進事業）計画書（別紙様式 2－4）

(3) 補助対象経費の金額が分かる書類（備品・機器等の見積書等の写し）

(4) その他事業計画が分かる書類

第 6 事業完了後の提出

要綱第 9・10 条及び第 12 条に定める書類を提出すること。

なお、実績報告にあたって、要綱第 10 条第 5 号に定める「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 在宅医療推進事業精算額調書（別紙様式 3）

(2) 在宅医療推進事業実績書（別紙様式 4）

ア 在宅医療推進事業（地域包括ケア・在宅医療に関する研修事業）実績書（別紙様式 4－1）

イ 在宅医療推進事業（在宅医療普及・啓発事業）実績書（別紙様式 4－2）

ウ 在宅医療推進事業（在宅医療導入研修事業）実績書（別紙様式 4－3）

エ 在宅医療推進事業（在宅医療連携推進事業）実績書（別紙様式 4－4）

(3) 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等の写し）

(4) その他事業実績が分かる書類